



2024年7月8日

各 位

会 社 名 株式会社プロパスト
代表者名 代表取締役社長 津江 真行
(コード：3236、東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 常務執行役員 管理本部長
兼経営企画部長 矢野 義晃
(TEL. 03-6685-3100)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2020年8月27日開催の第34期定時株主総会において、当社の取締役を対象とした譲渡制限付株式報酬制度につきご承認いただいておりますが、本年4月8日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、当社は2024年8月27日開催予定の第38期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）における承認を得られることを条件として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

これに伴い、当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度を改定し、監査等委員会設置会社移行後の監査等委員である取締役以外の取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象として当該制度を改めて導入することとして（以下、監査等委員会設置会社への移行後の譲渡制限付株式報酬制度を「本制度」といいます。）、これに関する議案を本株主総会に付議することとしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の導入は、本株主総会において監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更議案が承認可決されることを条件としております。

記

1. 本制度の目的及び改定の条件

(1) 本制度の目的

本制度は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とします。

(2) 改定の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の改定は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社は、2020年8月27日開催の第34期定時株主総会において、当社の取締役に対し、年額20百万円以内（うち社外取締役分は年額5百万円以内。）で、譲渡制限付株式付与のための報酬を支給するこ

とにつきご承認をいただいております(その発行又は処分される当社の普通株式の総数は年16万株以内(うち社外取締役分は年4万株以内。))です。本株主総会においては、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、監査等委員でない取締役の報酬等の額として本株主総会でご承認をお願いする報酬枠の範囲内で、年額20百万円以内(うち社外取締役分は年額5百万円以内。)とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年16万株以内(うち社外取締役分は年4万株以内。なお、当社普通株式の株式分割(株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われたときは、発行又は処分される株式数をその比率に応じて調整することができるものとします。)とすることにつき、ご承認をお願いいたします。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位に在任する期間中継続して、本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

以上